信達の歴史シリーズⅢ

人物からみた信達の歴史

第４回　「名代官」寺西封元（てらにしたかもと）と赤子養育政策

守谷　早苗（もりや　さなえ）

福島市史編纂室

福島県の位置づけ

日本の歴史を振り返ってみると、代々福島県域は関東と東北の狭間にあって、関東でもなく、東北でもなく、という位置づけに置かれた。

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、大名を鉢植えの如く自在に配置転換をした。関ヶ原の戦いで、北の雄、上杉景勝を牽制させるために与えた“百万石の御墨付き”を反古にして伊達政宗を62万5000石で仙台に置き、上杉を120万石から30万石（寛文４年に15万石へ）へ大幅に減知して米沢に置いた。

幕府にとっての北の脅威は、この伊達と上杉の

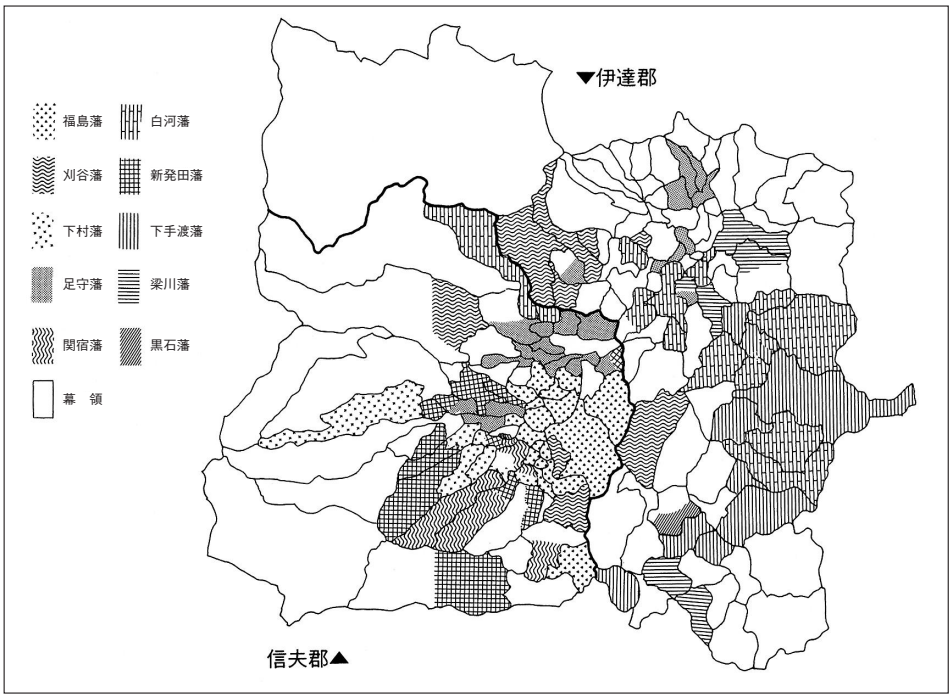

第１図　文化７年（1810）の信達地方幕藩領域図

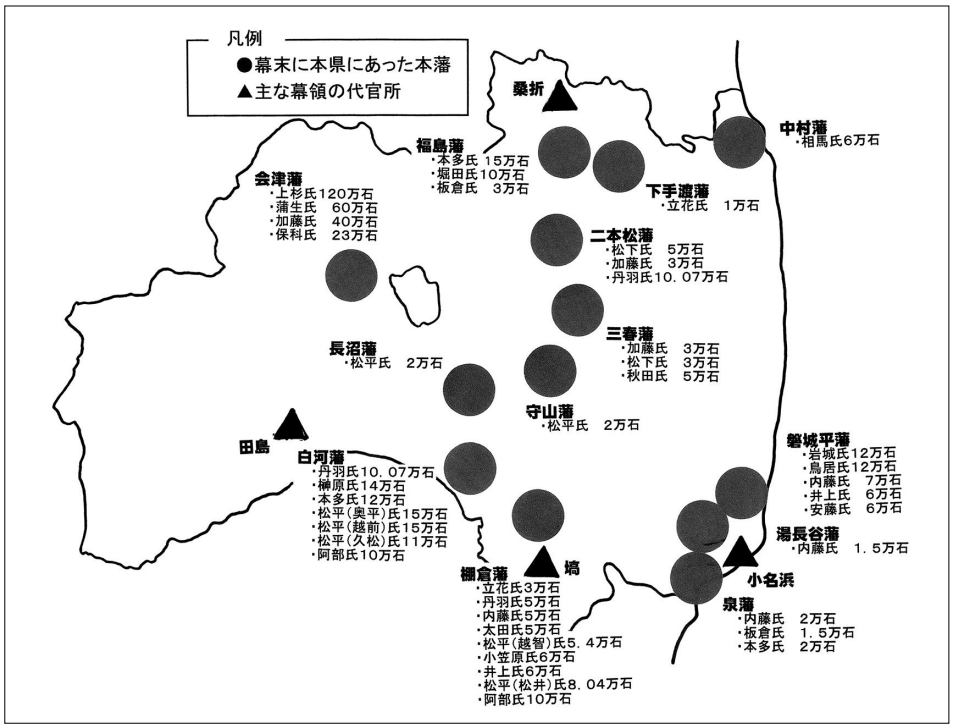

第２図　県内の主要な大名の分布と領主の変遷

二大外様大名であった。そこで、上杉と伊達の南下に備え、羽州街道と奥州街道が交差する桑折の地に代官所を置き、米沢街道と奥州街道の接点である信夫の地には、小譜代大名たる板倉氏と幕領・分領をちりばめて大きな勢力にならないようにし（第１図）、さらに関東の備えとして、本県の浜・中・会津の南端には、岩城平城、棚倉城、白河城の領主を頻繁に交替し、また幕府直轄領を設置して、その拠点として東から小名浜・塙・田島に代官所を設置した（第２図）。

代官は幕府の官僚である。だから、代官は財政難に悩む幕府のためにより多くの年貢を取り立てて“覚え目出度く”して江戸に帰ろうと努めた。代官が「悪代官」になる所以である。

名代官寺西封元の誕生

天明の飢饉を経て、荒廃した農村の復興を基本とした寛政の改革が、老中松平定信により天明８年（1788）３月に始まり、その断行中の寛政４年（1792）６月、寺西封元は陸奥代官に任命された。寺西は、幕領塙６万石と小名浜領３万石、計９万石を預かることになり、同年８月塙代官所に着任した。名代官寺西封元の誕生である。

寺西封元はその後、文化11年（1814）に桑折代官所の支配も命じられ、塙代官所には嗣子隆三郎（後、蔵太（くらた））を置いて桑折代官所に移り、それまでの９万石に加えて桑折代官所領５万石も支配することになり、計14万石を担当することになった。福島県域に於ける大名領としては、会津松平氏の23万石に次ぐ大名は、二本松丹羽氏10万700石であったから、寺西封元の支配領域の大きさは、寺西の幕府からの信任の厚さともいえるものである。「名代官」といわれる所以である。

第３図　「寺西封元像」（秦太一郎氏所蔵）

寺西は、文政元年（1818）に勘定組頭兼務を命じられ江戸に戻ったが、翌年にはその職を辞して桑折代官所に戻り、文政10年（1827）２月18日、79歳代官所で没するまで陸奥代官として通算36年間在任した。人生の大半を塙・桑折の代官所で過ごしたのである。

苦労人封元の生い立ち

封元は、通称重次郎、幼名を畦松（くろまつ）といい、寛延２年（1749）、安芸（あき）国豊田郡三原（現、広島県三原市）に、浅野家に仕える下級武士の子として生まれた。封元の幼少のみぎり、父弘篤が浅野家を辞して浪人し、一家は大変な窮乏生活に入り、封元は農家に預けられ、６歳の時、寺西家ゆかりの寺、五雲山龍興寺の小僧となった。

宝暦11年（1761）父弘篤が封元を寺に預けたまま江戸に旅立ち、残された封元は寺を抜け出して父の後を追った。江戸では父と共に暮らすことができたが、浪人の身の父との暮らしは最低限のかつかつの生活であった。

明和２年（1765）６月、父弘篤が倒れ、医師に罹ることもままならぬ間に病没してしまい、封元は幕臣であった兄茂平の家に居候することになった。兄の家での暮らしは、下男同様の扱われ方で、酷使に耐える毎日であったが、決して兄には逆らわず、兄を敬う態度は終生変わらなかったという。

安永元年（1772）、兄茂平は徒士頭に昇進したが、嗣子がおらず、代わって弟の封元が徒士に取り立てられ、同年７月幕府西城御徒頭の柘植守清組の徒士となった。

こうして、幼少の時から苦労を重ねてきた封元は、ようやく幕臣となり、閑院宮家に仕える木村石見守秀辰の娘を嫁に迎え、江戸湯島に所帯を持つこともでき、幕府機構の中で代官への階段を登り始めることができるようになったのである。

寛政の改革の背景－天明期の農村の状況

天明８年、老中松平定信は、第11代将軍徳川家斉のもとで寛政の改革を開始した。定信が農村復興の改革を行うことが、封元の出世と結びつき名代官の誕生へとつながるのだが、代官封元の施策を見ていく前に、定信が改革政治を必要とした背景、つまり18世紀の後半期の農村の状況を見てみよう。

令和元年５月１日現在の福島市の人口を見ると、総数28万7,391人で、うち女性人口が14万6,327人である。総人口に占める女性の割合は、50.9％で、わずかであるが女性が過半数を占めている。では、歴史的に見て、男性と女性の割合はどうなっているだろうか。

第１表は、会津藩の正史である『家世実紀』から見た会津藩の人口の推移である。この統計には、武士人口は含まれて居らず、ほぼ農民の数と見て良いであろう。資料的制約から17世紀後半から18世紀終わりまでの数字である。

会津藩の人口が最も多かったのは享保３年（1718）で、総人口は16万9,217人であるが、そこに女性の占める割合は45.1％、男性が54.9％である。割合的に女性の割合が最も少なかったのは元禄10年（1697）で44.3％である。男性が55.7％であるから、女性は10ポイント以上少なかったのである。

享保元年（1716）、第８代将軍吉宗が将軍となり改革政治が始まるが、この時期が会津藩にとっては最も豊かだった時代ともいえる。改革政治は、幕府の財政立て直し策であり、石高制の当時、財政立て直しの基本は、年貢収奪の強化であり、それは農村疲弊のスタートでもあった。安定した年貢収入の確保を目的とした定免制の採用が、徐々に農村が疲弊していく根本要因となっていくのである。

県内でも百姓一揆が18世紀になって頻発するよ

第１表　「家世実紀」に見る会津藩の人口の変遷

和暦	西暦	総人口	女性人口	女性割合
寛文９	1669	145,527	66,315	45.7%
延宝７	1679	157,935	70,458	44.6%
貞享４	1687	160,021	70,982	44.4%
元禄10	1697	163,838	72,562	44.3%
宝永４	1707	167,532	74,341	44.4%
享保３	**1718**	**169,217**	**76,305**	**45.1%**
享保10	1725	163,914	74,527	45.5%
享保20	1735	159,297	73,368	46.1%
延享２	1745	153,616	71,681	46.7%
宝暦５	1755	147,046	68,987	46.9%
明和２	1765	133,232	63,851	47.9%
安永４	1775	134,745	64,351	47.8%
天明３	1783	127,868	61,506	48.1%
天明７	**1787**	**116,421**	**57,062**	**49.0%**
寛政７	1795	122,489	59,264	48.4%
寛政12	1800	123,922	60,308	48.7%

※会津藩の人口は武士を除いた人数
太字は人口最大・最小の年

うになり、それは村々が、百姓たちが草臥（くたび）れていく姿を映し出していくものでもあり、江戸時代を通じて最も苛酷な凶作・飢饉となる天明の飢饉時に、会津藩では人口が最少となっている。つまり、天明７年（1787）の人口は11万6,421人と、最多の享保３年と比べると30％以上減少しており、女性人口の割合は、総人口の減少と反比例するように増加し、天明７年には49.0％と男性とほぼ同じ割合となっているのである。

こうした状況は会津藩だけのものであろうか。県内の他の地域の状況を見てみるが、同じ藩域の同質の史料を探すことは難しく、第２表では18世紀前後の県内各地の人口構成を、第３表では19世紀前後の県内各地の人口構成をまとめてみた。同質のもとのしては相馬藩の宝永５年（1708）と安永６年（1777）のものがあり、総人口が８万7,840人から４万8,287人へとほぼ半減している。同藩では、この直後天明の飢饉によりまたまた人口が減少している。

前述の理由で単純に県内各地の人口比較はできないが、第２表と第３表を比べてみて、女性人口

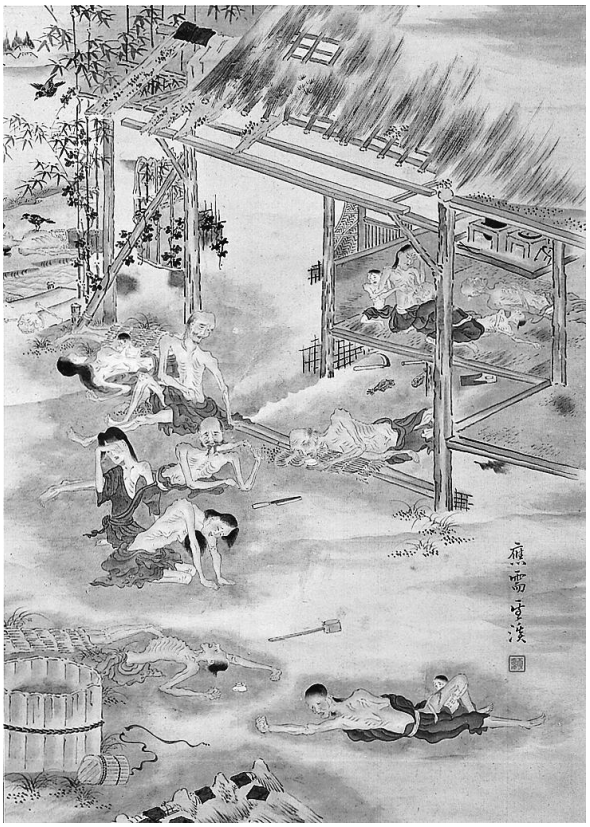

第４図　「天明飢饉之図」
（福島県会津美里町教育委員会所蔵）

第２表　18世紀前後の県内各地の人口構成

地　　域	年　　代	総人数	女性人数	女性割合
南山御蔵入領①	元禄７年（1694）	41,796	18,740	44.8%
福島周辺31か村②	宝永７年（1710）	13,441	5,489	40.8%
白河藩領③	寛文頃（1660年代）	92,235	39,989	43.4%
棚倉藩領④	享保２年（1717）	45,561	19,838	43.5%
磐城平藩領⑤	元禄10年（1697）	65,935	29,284	44.4%
相馬藩領⑥	宝永５年（1708）	87,840	38,573	43.9%

①　寛政十一年三月「宮床村佐兵衛五万石村日記」『南郷村史』第二巻
②　宝永七年四月「所道案内帳」『福島市史』８
③　「寛文度白河町在家数人別改」『福島県史』８
④　享保二年「御巡見様案内控」『福島県史』８
⑤　元禄十年「岩城領郷村之元帳」『いわき市史』第九巻
⑥　「相馬藩御経済略記」『双葉町史』第三巻

第３表　19世紀前後の県内各地の人口構成

地　　域	年　　代	総人数	女性人数	女性割合
南山御蔵入領⑦	天明８年（1788）	39,970	18,614	46.6%
信達29か村⑧	天明８年（1788）	11,561	5,206	45.0%
越後高田領312か村⑨	寛政６年（1794）	47,706	23,444	49.1%
白河・石川・岩瀬郡⑩	文政５年（1822）	21,402	10,135	47.4%
泉藩領⑪	寛政４年（1792）	10,343	4,729	45.7%
相馬藩領⑫	安永６年（1777）	48,287	22,165	45.9%

⑦　天明八年十一月「南山御蔵入領人数増減改」『舘岩村史』第二巻
⑧　「御巡見御案内手鑑」『福島市史』８
⑨　寛政六年二月「榊原領三一二ケ村家数ならびに人口等」『福島県史』８
⑩　文政五年四月「白河・石川・岩瀬三郡領地人数帳」『鏡石町史』第二巻
⑪　「本多忠壽侯伝」『福島県史』３
⑫　「相馬藩御経済略記」『双葉町史』第三巻

の割合が小さいことがまず目に付く。18世紀前後（元禄から享保にかけて）女性の割合は40.8％～44.8％と男性との割合比は20％～10％強も開いているのである。

間引かれた女性たち

こうした男女比の較差の大きさは、出生に関わる作為的な操作がなければ考えられない。作為的な操作として考えられるのは“堕胎”と“間引き”である。堕胎については文化元年（1804）に桑折代官所から出された仰せ渡され書に「腐薬相用へをろし候類粗及承、不届き至極之事ニ候‥（中略）‥腐薬調合致し差遣候者、子取姥之内ニ茂有之候由風聞有之候間…」とあるように、薬を用いた堕胎を仕事としていた産婆もいたようである。

しかし、胎児の性別はあらかじめわかるものではなく、このような男女比のアンバランスをつくり出す出産に係る操作としては、技術的に母胎を傷つける堕胎よりは間引きが恒常的に行われていたと考えるのが妥当と思われる。

では、どうして女子が間引かれたのであろうか。寛保２年（1742）の白河藩の史料に「弥々困窮相募候上、出生之子供扶助養育難ニ成、身上之者共先年御竿以後ハ弐歳、三歳之子供捨子ニ仕、且又出生之砌をし返し申候而直ニ殺申候。女子ハ別段用立不申候趣ニ而をし返し申候ニ付、領内女少なく、依而出生之子供少なく御座候。」と、生活難のため「用立て申さざる」つまり仕事もなく稼ぎのない女子を２歳、３歳で捨て子にするか、出生の際に「おし返し」（＝間引き）をするため女子の人口が少ないと書かれてある。

第２表から第３表への推移を見ると、もう一つ疑問点が出てくる。村の総人口の減少とともに、女性の比率の増加である。これはなぜであろうか。

その要因は二つ考えられる。一つは、人口減少により、村落共同体の再生産維持の限界になったことである。つまり人口減少により手余り地（耕作されない田畑）が増加し、これ以上の間引きは村の維持が不可能となるのではないかという意識である。

もう一つは、女子間引きの原因が「用立て申さざる」女子が「用立てる」女子へ変化したこと、つまり女子労働力の地位向上である。質物奉公人が居消し部分が徐々に拡大していくことがそれを物語り、養蚕製糸地帯では、女子の糸取り業務が大きく評価されていったことである。

具体的に第３表から見てみると、越後高田領312か村の総人口４万7,706人に占める女子の割合は49.1％と男子との割合比はほとんどなくなっており、その他の地域でもその差は最大で10ポイント弱となっている。

「名代官」寺西封元の施策

田畑の荒廃と人口の減少という幕藩体制＝石高制の危機が強まった天明期の末に老中松平定信が寛政の改革を始めるが、そうした中で寺西封元はどのような農村復興策を行っていったのだろうか。

封元は寛政４年８月に塙代官所に着任すると、翌月から領内を巡回した。まず現状をきちんと把握し、そのうえで、「寺西八ヵ条」といわれる民政八ヵ条、「子孫繁昌手引草」を出版して農村に配布し、さらに文化８年（1811）には「寺西代官十禁の制」と「御料私領申合民風御改正申渡書」を領内各村に布達した。これらは、勧善懲悪、家族仲良く、仕事に精を出すこと、我慢することなど日常生活に於ける心得を、当時流行の石門心学

第５図　「間引き諫めの図」（福島市宮代　泉性院所蔵）

流に分かり易く説いた道徳書であった。こうした道徳の強制は幕府当初の「慶安の御触書」以来のもので、こうした精神論で農村復興が可能になるものではない。

では、農村復興の具体的施策はどんなものであったのだろうか。封元は、幕府と掛け合って勘定所から５千両を借用し、それを塙幕領周囲の豪商や豪農に貸付け、その利息を農村復興策に活用した。その一例が窮民を傭って公園造成の土木事業である。この公園に「向か岡」と命名し、それは現在も塙町に「向が岡公園」として町民憩いの場となっている。

幕府代官の権限は、幕府の直轄地内だけであるが、封元は近隣の10の藩の重臣を召集し、農民生活の在り方や農村復興について協議をし、共通政策の実施を呼びかけている。前述の「御料私領申合民風御改正申渡書」の「御料」は幕府直轄地を、「私領」は大名支配地（藩）を意味する。こうしたことが可能だったのは、寛政の改革の主導者松平定信が、近くの白河藩主であったことが大きかったと思われる。

村の人口増加策

農村人口の増加のためには、社会的流出を抑え、社会的増加や自然的増加（出生）を図ることである。そこで封元は、妊婦の届け出制を強化し、妊産婦の保護と乳幼児の健康管理、妊産婦の健康管理のための指導医師の設置と育児奨励金の交付など、少子高齢化に悩む現代でも立派に通用する施策を行った。

まず妊婦の届け出は、妊娠３、４か月の時、五人組・親戚に知らせ、そこから名主に届け出ることとし、村役人（名主や組頭など）は２か月に一度妊婦を訪問して健康状況を確認し、帳面に記すこと、出産後７日夜過ぎに（出生７日以内の死亡が多かったことを物語る）籾２俵を、12か月過ぎには再び籾２俵を支給した。

前述した豪農・豪商へ公金を貸付け、その利息を農村復興策に廻すという一連の施策のひとつとして、結婚奨励資金がある。文化元年（1804）の「申渡し」によると、嫁取り・婿取りについては、６～７両までは貸し付けるとし、結婚資金以外では貸付はしないとしている。

また、社会的人口増加を図る施策として、寛政６～７年（1794～95）には、越後国から６、７歳の男女児童180人ほどを連れてきて（現実には１人に付、１両～３両ほどで買ってきている）、塙・小名浜の幕府領下の村々に扶持米を支給する条件で養育させた。白河藩では、越後から女性を連れてきて領内の男子に嫁入りさせるという類似の政策をとっている。

こうした強引な人口増加策による成果を幕領塙全体の数字で見ることはできないが、上石井村（塙町上石井）の文化３年（1806）の人口を見ると、男155人、女138人、計293人で、寛政５年（1793）に比べ12人増加している。この一村だけの結果で寺西代官の施策の成果と大きく評価することは微妙であるが、天明期に最少となった村人口が寛政期から文化期にかけて右上がりカーブを描きだしたということはできる。

“名代官”の光と陰

文化11年（1814）寺西封元は、塙代官所から桑折代官所に移り、信夫・伊達両郡の幕府領をも支配することになった。桑折代官所は、陸奥代官として最上位にある代官所であり、封元は塙での勤めが評価されての栄転であった。

文化13年（1816）、川俣代官山本大膳の吹上陣屋への転勤に伴い、山本代官が支配していた64か村、５万石のうち、40か村２万石余も寺西代官が併せて支配することとなった。ところが、寺西代官支配地に編入することになった40か村の村役人（名主・組頭・百姓代）から寺西代官の支配下に入ることを拒否したい旨の訴えが出された。この40か村は、信夫郡の大森村など24か村、伊達郡の粟野村など15か村、宇多郡の玉野村１か村の計40か村であった。

訴えの内容は、これまで寺西代官が支配していた塙・小名浜代官領での支配の実態を見聞きしたところによると、「御改正は名ばかりにて、内実は賄賂の多少により賞罰これあり候に付き、百姓の難渋は少なからず、却って困窮している」と。「名代官」といわれた寺西封元であるが、「光」だけではなく「陰」の部分もあったようである。